

「店頭外国為替証拠金取引 取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(2020年8月24日)

現行	変更後
<p>(省 略)</p> <p>(枠内)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(枠内)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p>
<p>(省 略)</p> <p>取引手数料は、シストレ24、FX24 およびマイメイトは無料です。トライオートFXは、1,000通貨あたり片道20円(0.2/米ドル/スイスフラン/NZドル/英ポンド/豪ドル)を上限として徴収します。手数料は、取引数量に応じて、また通貨の組合せにより異なります。トライオートFXの受渡決済に係る手数料は、1,000通貨単位あたり1,000円(ただし、10,000通貨未満の場合は1件あたり10,000円)となります。手数料の詳細につきましては、各サービスの取引要綱をご覧ください。</p> <p>シストレ24およびマイメイトは、別途、当社との間で、投資顧問契約を締結していただく必要があります。当社は、お客様との間で締結した投資顧問契約に基づき、投資助言報酬として、取引数量1k(1,000通貨)毎に1円(税込)をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なくお客様にご負担いただきます。なお、<u>トライオートFXおよびFX24は投資顧問契約を締結していただく必要はございません。</u></p>	<p>(現行どおり)</p> <p>取引手数料は、シストレ24、マイメイトは無料です。トライオートFXは、1,000通貨あたり片道20円(0.2/米ドル/スイスフラン/NZドル/英ポンド/豪ドル)を上限として徴収します。手数料は、取引数量に応じて、また通貨の組合せにより異なります。トライオートFXの受渡決済に係る手数料は、1,000通貨単位あたり1,000円(ただし、10,000通貨未満の場合は1件あたり10,000円)となります。手数料の詳細につきましては、各サービスの取引要綱をご覧ください。</p> <p>シストレ24およびマイメイトは、別途、当社との間で、投資顧問契約を締結していただく必要があります。当社は、お客様との間で締結した投資顧問契約に基づき、投資助言報酬として、取引数量1k(1,000通貨)毎に1円(税込)をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なくお客様にご負担いただきます。なお、<u>トライオートFXは投資顧問契約を締結していただく必要はございません。</u></p>
<p>(以下省略)</p> <p>カバー取引先(トライオートFX・シストレ24・FX24)</p>	<p>(以下、現行どおり)</p> <p>カバー取引先(トライオートFX・シストレ24)</p>
<p>(以下省略)</p> <p>トライオートFXおよびFX24では、<u>法第37条の6に規定される書面による解除(クーリングオフ)はできません。</u></p> <p>シストレ24, およびマイメイトについてはクーリングオフができます。詳しくは「投資助言に係る契約締結前の書面」をご確認ください。</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p>	<p>(以下現行どおり)</p> <p>トライオートFXは、<u>法第37条の6に規定される書面による解除(クーリングオフ)はできません。</u></p> <p>シストレ24, およびマイメイトについてはクーリングオフができます。詳しくは「投資助言に係る契約締結前の書面」をご確認ください。</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>

現行	変更後
<p><b>【本取引の概要】</b>  本取引は、事前に取引金額の一部を証拠金として当社に預けることにより、実際の資金よりも大きな取引が可能となる取引です。取引方法は、買付けた通貨ペアを転売し、もしくは、売付けた通貨ペアを買戻して決済する差金決済方式です（トライオートFXについては受渡による決済も可能です）。本取引の発注については、パソコンもしくはスマートフォンから自動売買および手動売買（お客様がご自身の裁量で行う売買）によって行うことができます。</p> <p><u>※自動売買は FX24 ではご利用いただけません。</u></p> <p>※自動売買について詳しくは当社ホームページ等をご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>☆証拠金  (1) ～ (3)           （省 略）</p> <p>(4) 差損益金およびスワップポイントの取扱い  お取引の結果生じた差損益金およびスワップポイントにつきましては、下記の通り各サービスの取引口座に反映されます。  <u>(トライオート FX・シストレ 24・FX24)</u>  双方とも発生日に各サービスの取引口座に反映されません。  (マイメイト)  差損益金は、発生日に取引口座に反映されます。スワップポイントは、当該建玉の決済時に建玉の保有期間に発生したスワップポイントの合計額が取引口座に反映されます。  なお、スワップポイントの取引口座への反映は、取引開始後に順次行いますので、お客様毎に反映時間が異なる場合があります。</p> <p>(5) ロスカットの取扱い  当社は、一定間隔ごとに本口座の有効比率（シストレ 24 は必要証拠金率）の確認を行い、有効比率が当社所定の比率に達した場合、下記の通り対応します。  <u>(トライオート FX・シストレ 24・FX24)</u>  未約定の注文を取消したうえで、すべての建玉を強制決済（ロスカット）します。  (マイメイト)  評価損が大きい建玉から順に強制決済（ロスカット）します。  ※有効比率が 100%超になるまで強制決済が実施されます。  ※証拠金状況等によっては評価益の建玉も強制決済されます。</p>	<p><b>【本取引の概要】</b>  本取引は、事前に取引金額の一部を証拠金として当社に預けることにより、実際の資金よりも大きな取引が可能となる取引です。取引方法は、買付けた通貨ペアを転売し、もしくは、売付けた通貨ペアを買戻して決済する差金決済方式です（トライオートFXについては受渡による決済も可能です）。本取引の発注については、パソコンもしくはスマートフォンから自動売買および手動売買（お客様がご自身の裁量で行う売買）によって行うことができます。</p> <p style="text-align: center;"><u>（削 除）</u></p> <p>※自動売買について詳しくは当社ホームページ等をご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>(1) ～ (3)           （現行どおり）</p> <p>(4) 差損益金およびスワップポイントの取扱い  お取引の結果生じた差損益金およびスワップポイントにつきましては、下記の通り各サービスの取引口座に反映されます。  <u>(トライオート FX・シストレ 24)</u>  双方とも発生日に各サービスの取引口座に反映されません。  (マイメイト)  差損益金は、発生日に取引口座に反映されます。スワップポイントは、当該建玉の決済時に建玉の保有期間に発生したスワップポイントの合計額が取引口座に反映されます。  なお、スワップポイントの取引口座への反映は、取引開始後に順次行いますので、お客様毎に反映時間が異なる場合があります。</p> <p>(5) ロスカットの取扱い  当社は、一定間隔ごとに本口座の有効比率（シストレ 24 は必要証拠金率）の確認を行い、有効比率が当社所定の比率に達した場合、下記の通り対応します。  <u>(トライオート FX・シストレ 24)</u>  未約定の注文を取消したうえで、すべての建玉を強制決済（ロスカット）します。  (マイメイト)  評価損が大きい建玉から順に強制決済（ロスカット）します。  ※有効比率が 100%超になるまで強制決済が実施されます。  ※証拠金状況等によっては評価益の建玉も強制決済されます。</p>

現行	変更後
(以下省略)	(以下現行どおり)
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	店頭外国為替証拠金取引の手続きについて
(1)～(7) (省略)	(1)～(7) (現行どおり)
<p>(8) 取引残高、建玉、証拠金等の報告          当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様からのご請求の有無に関わらず、取引成立の都度および月次または四半期※ごと（以下「報告対象期間」といいます）にお客様の報告対象期間において成立した取引、報告対象期間の末日における建玉、証拠金状況等を記載した報告書を作成し、お客様に交付します。          ※シストレ 24 およびマイメイトの報告対象期間は、取引成立の都度および月次ごととなります。FX24 およびトライオートFXの報告対象期間は、取引の成立の都度および四半期ごととなります。</p>	<p>(8) 取引残高、建玉、証拠金等の報告          当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様からのご請求の有無に関わらず、取引成立の都度および月次または四半期※ごと（以下「報告対象期間」といいます）にお客様の報告対象期間において成立した取引、報告対象期間の末日における建玉、証拠金状況等を記載した報告書を作成し、お客様に交付します。          ※シストレ 24 およびマイメイトの報告対象期間は、取引成立の都度および月次ごととなります。トライオートFXの報告対象期間は、取引の成立の都度および四半期ごととなります。</p>
(9)～(10) (省略)	(9)～(10) (現行どおり)
7. 禁止行為	☆禁止行為
<p>金融商品取引業者は、店頭外国為替証拠金取引に係る金融商品取引契約に関する下記の行為を行うことについて、法で禁止されています。</p>	<p>金融商品取引業者は、店頭外国為替証拠金取引に係る金融商品取引契約に関する下記の行為を行うことについて、法で禁止されています。</p>
(1)～(25) (省略)	(1)～(25) (現行どおり)
8. 本取引に関する用語解説	☆本取引に関する用語解説
(1)～(25) (省略)	(1)～(25) (現行どおり)
9. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決	☆金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決
(1) (省略)	(1) (現行どおり)
(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要	(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要
①店頭外国為替証拠金取引	①店頭外国為替証拠金取引
<p>当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「トライオートFX」、「FX24」、「シストレ 24」および「マイメイト」について、オンライン取引を提供しています。なお、「シストレ 24」および「マイメイト」については、投資助言業にも該当します。</p>	<p>当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「トライオートFX」、「シストレ 24」および「マイメイト」について、オンライン取引を提供しています。なお、「シストレ 24」および「マイメイト」については、投資助言業にも該当します。</p>
②取引所為替証拠金取引	②取引所為替証拠金取引
<p>東京金融取引所で行われる取引所為替証拠金取引「くりっく 365」について、オンライン取引を提供しています。</p>	<p>東京金融取引所で行われる取引所為替証拠金取引「くりっく 365」について、オンライン取引を提供しています。</p>
③取引所株価指数証拠金取引	
<p>東京金融取引所で行われる取引所株価指数証拠金取引「くりっく株 365」について、オンライン取引を提供しています。</p>	(削除)
④CFD (店頭デリバティブ) 取引	③CFD (店頭デリバティブ) 取引

現行	変更後
<p>当社とお客様とが相対で行うCFD（店頭デリバティブ）取引「トライオートETF」について、オンライン取引を提供しています。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年7月27日</u></p> <p>トライオートFX 取引要綱 (省略)</p> <p>シストレ24 取引要綱 (省略)</p> <p><u>FX24 取引要綱</u> (省略)</p> <p>マイメイト 取引要綱 (以下省略)</p>	<p>当社とお客様とが相対で行うCFD（店頭デリバティブ）取引「トライオートETF」について、オンライン取引を提供しています。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年8月24日</u></p> <p>トライオートFX 取引要綱 (現行どおり)</p> <p>シストレ24 取引要綱 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>マイメイト 取引要綱 (以下現行どおり)</p>